

【第 24 回検定 2 級実技試験】

(はじめに)

すべての問題文の条件設定において、特に断りのない限り、他に特殊な事情がないものとします。また、各問題の選択枝における条件設定は独立したものと考え、同一問題内における他の選択枝には影響しないものとします。

特に日時の指定のない限り、2016年1月1日現在で施行されている法律等に基づいて解答しなさい。

- 1 自転車メーカーX社の知的財産部の部員甲は、ペダルAと、変速機Bと、ブレーキCとを備える自転車について特許出願Pを行うことを検討している。ここで、甲は、従来技術の調査の結果、ペダルA、変速機B、ブレーキCはいずれも従来にはない新規な発明を内在するものとの認識を得た。しかし、今回発売する自転車では、ブレーキCは採用されず従来のブレーキが使用されることとなった。そこで、甲は、特許出願Pの明細書において、ペダルAと、変速機Bとを備える自転車のみについて詳しく説明し、ブレーキCについては出願時の明細書には記載しなかった。

以上を前提として、問1～問6に答えなさい。

問1

甲は、特許出願Pの特許請求の範囲を次の通り作成することを検討している。

【特許請求の範囲】

【請求項1】ペダルAと、変速機Bとを備える自転車。

【請求項2】変速機Bと、ブレーキCとを備える自転車。

この場合、特許請求の範囲の記載及び発明の単一性に関して拒絶理由が通知される可能性が低いと考えられる場合は「○」を、拒絶理由が通知される可能性が高いと考えられる場合は「×」を、解答用紙に記入しなさい。

問2

問1において、拒絶理由が通知される可能性が低い又は拒絶理由が通知される可能性が高いと判断した理由として、最も適切と考えられるものを【理由群I】の中から1つだけ選び、対応する記号を解答用紙に記入しなさい。

【第 24 回検定 2 級実技試験】

問 3

甲は、さらに検討の結果、特許出願 P の特許請求の範囲を次の通り作成することとした。

【特許請求の範囲】

【請求項 1】ペダル A と、変速機 B とを備える自転車。

【請求項 2】変速機 B。

この場合、特許請求の範囲の記載及び発明の単一性に関して拒絶理由が通知される可能性が低いと考えられる場合は「○」を、拒絶理由が通知される可能性が高いと考えられる場合は「×」を、解答用紙に記入しなさい。

問 4

問 3 において、拒絶理由が通知される可能性が低い又は拒絶理由が通知される可能性が高いと判断した理由として、最も適切と考えられるものを【理由群 I】の中から 1 つだけ選び、対応する記号を解答用紙に記入しなさい。

【理由群 I】

ア 特許請求の範囲の記載要件に関して拒絶理由には該当しないため

イ 特許請求の範囲に記載された発明が、発明の詳細な説明に記載されていないため

ウ 特許請求の範囲に記載された発明が、発明の単一性を満たしていないため

問 5

X 社は、特許出願 P の出願後、ブレーキ C を備える自転車を新たに販売することとなった。そこで、他社の権利化を阻止するため明細書にブレーキ C を追加する補正を目的とする手続補正書を出願日から 1 年以内に提出し、あわせて出願審査請求することとした。かかる補正について、拒絶理由が通知される可能性が低いと考えられる場合は「○」を、拒絶理由が通知される可能性が高いと考えられる場合は「×」を、解答用紙に記入しなさい。

問 6

問 5 において、拒絶理由が通知される可能性が低い又は拒絶理由が通知される可能性が高いと判断した理由として、最も適切と考えられるものを【理由群 II】の中から 1 つだけ選び、対応する記号を解答用紙に記入しなさい。

【理由群 II】

ア 出願日から 1 年以内の補正であり、拒絶理由通知に応答するものでもないので拒絶理由には該当しないため

イ 明細書の補正であり、特許請求の範囲の補正ではないので拒絶理由には該当しないため

ウ 出願当初の明細書に新規事項を追加する補正であり、拒絶理由に該当するため

【第 24 回検定 2 級実技試験】

2 化粧品メーカー X 社は、新商品である口紅を開発し、商品名「SKY」を口紅に付して製造し、先月販売を開始した。X 社の知的財産部の部員甲は、販売開始直後に先行商標の調査をしたところ、化粧品メーカー Y 社が、指定商品「香水」について商標「SKY」とする商標権 M について、X 社の新商品の販売開始の 1 年前に登録を受けていたことがわかった。また、Y 社は、商標権 M については使用していないこともわかった。甲は、知的財産部の部長乙に対して調査報告をし、さらに、発言 1～3 をしている。なお、口紅と香水は類似する商品である。

発言 1 「Y 社は、商標権 M を使用していないので、わが社の新商品の製造販売は問題ありません。」

発言 2 「Y 社は、商標権 M を使用していないので、商標権 M はすぐに取り消すことができます。」

発言 3 「わが社としては、使用していなくても商標権を取得することはできたので、製造販売開始前であっても Y 社より先に商標登録出願をすべきでした。」

以上を前提として、問 7～問 12 に答えなさい。

問 7

発言 1 について、適切と考えられる場合は「○」を、不適切と考えられる場合は「×」を、解答用紙に記入しなさい。

問 8

問 7 において、適切又は不適切であると判断した理由として、最も適切と考えられるものを【理由群Ⅲ】の中から 1 つだけ選び、対応する記号を解答用紙に記入しなさい。

【理由群Ⅲ】

- ア 商標権者が使用を始める前は、商標権の侵害とならないため
- イ 商標権者が使用していなければ、商標権の侵害とならないため
- ウ 商標権者が使用している場合に、商標権の侵害となるため
- エ 商標権者が使用していなくとも、商標権の侵害となるため

【第 24 回検定 2 級実技試験】

問 9

発言 2 について、適切と考えられる場合は「○」を、不適切と考えられる場合は「×」を、解答用紙に記入しなさい。

問 10

問 9 において、適切又は不適切であると判断した理由として、最も適切と考えられるものを【理由群Ⅳ】の中から 1 つだけ選び、対応する記号を解答用紙に記入しなさい。

【理由群Ⅳ】

- ア 不使用取消審判（商標法第 50 条）により商標登録を取り消すことができるため
- イ 不使用取消審判（商標法第 50 条）により商標登録を取り消すことができないため
- ウ 不正使用取消審判（商標法第 51 条）により商標登録を取り消すことができるため
- エ 登録異議申立（商標法第 43 条の 2）により商標登録を取り消すことができるため

問 11

発言 3 について、適切と考えられる場合は「○」を、不適切と考えられる場合は「×」を、解答用紙に記入しなさい。

問 12

問 11 において、適切又は不適切であると判断した理由として、最も適切と考えられるものを【理由群Ⅴ】の中から 1 つだけ選び、対応する記号を解答用紙に記入しなさい。

【理由群Ⅴ】

- ア 登録主義を採用しているために、使用していなくとも商標登録されるため
- イ 使用意思がなくとも、商標登録されるため
- ウ 使用主義を採用しているために、使用していなければ商標登録されないため
- エ 現実の使用を登録要件としているために、使用していなければ商標登録されないため

【第24回検定2級実技試験】

- 3 海外旅行を趣味とする甲は、世界遺産に関する書籍Aを購入した。書籍Aの利用について、甲は発言1～3をしている。

発言1 「フランスの歴史が好きな友人乙に、書籍Aのフランスの世界遺産について記載された部分について1部コピーしてあげようと思います。この場合、著作権法上、特に問題はありません。」

発言2 「旅行会社を経営している友人丙が、会社のパンフレットに書籍Aに掲載されている写真の1枚をコピーして使用したいそうです。1枚だけなら使用しても、著作権法上、特に問題はありません。」

発言3 「個人用にいつも携帯しているタブレット端末で好きなときに読めるように、自宅のスキナーを使って書籍Aの内容をデジタルデータにしてタブレット端末に保存したいと思います。この場合、著作権法上、特に問題はありません。」

以上を前提として、問13～問18に答えなさい。

問13

発言1について、適切と考えられる場合は「○」を、不適切と考えられる場合は「×」を、解答用紙に記入しなさい。

問14

問13において、適切又は不適切であると判断した理由として、最も適切と考えられるものを【理由群VI】の中から1つだけ選び、対応する記号を解答用紙に記入しなさい。

問15

発言2について、適切と考えられる場合は「○」を、不適切と考えられる場合は「×」を、解答用紙に記入しなさい。

問16

問15において、適切又は不適切であると判断した理由として、最も適切と考えられるものを【理由群VI】の中から1つだけ選び、対応する記号を解答用紙に記入しなさい。

問17

発言3について、適切と考えられる場合は「○」を、不適切と考えられる場合は「×」を、解答用紙に記入しなさい。

問18

問17において、適切又は不適切であると判断した理由として、最も適切と考えられるものを【理由群VI】の中から1つだけ選び、対応する記号を解答用紙に記入しなさい。

【第 24 回検定 2 級実技試験】

【理由群VI】

- ア 同一性保持権の侵害にあたりとされるため
- イ 複製権の侵害にあたりとされるため
- ウ 頒布権の侵害にあたりとされるため
- エ 著作者人格権及び著作権の侵害にあたりないとされるため

【第24回検定2級実技試験】

4 問19～問33に答えなさい。

問19

靴メーカーX社は、自社ブランドAについて衣料品関係でも商品展開することとし、衣料品メーカーY社との間で、ブランドAについての商標ライセンス契約を締結した。Y社は、契約に基づいてブランドAのタグがついたライセンス商品の製造販売を開始した。ところが、契約締結後6カ月が経過しライセンス料の支払期限が到来しているにもかかわらず、X社はY社からのライセンス料の支払が確認できていない。ア～エを比較して、X社がY社に対してとることができる措置として、最も不適切と考えられるものはどれか。対応する記号を解答用紙に記入しなさい。

- ア X社は、Y社にライセンス料の支払を求めため、X社の本店所在地の裁判所に訴えを提起することができる。
- イ X社は、契約違反を理由として、Y社にライセンス料の支払催告をし、その後も債務が履行されない場合は、契約を一方的に解除することができる。
- ウ X社は、契約違反を理由として、Y社の倉庫に赴き、ライセンス商品についてブランドAのタグを切り取り、持ち帰ることができる。
- エ Y社の未払によって被った損害がある場合、X社は、契約違反を理由として、Y社に損害賠償を請求することができる。

問20

工具メーカーX社は、電動モータの小型化を実現するために特殊なコイルの利用を検討している。X社の技術者甲は、Y社が販売する水上オートバイに使用されている特殊形状のコイルが利用可能であることを思いついた。その水上オートバイには特許番号と意匠登録番号が記載されていたので特許公報及び意匠公報の調査を検討している。ア～エを比較して、調査に関する甲の考えとして、最も適切と考えられるものはどれか。対応する記号を解答用紙に記入しなさい。

- ア 検索範囲を出願人として、キーワードを「Y社」とした調査をしても、記載された特許番号と意匠登録番号に係る文献を必ず抽出できるとは限らない。
- イ コイルに特許権と意匠権の両方が存在することはあり得ないので、特許番号に係る公報を調査すれば、意匠登録番号に係る公報を確認する必要はない。
- ウ 特許番号に係る特許権について調査したところ、年金不納により消滅していたので、意匠登録番号に係る意匠権について調査する必要はない。
- エ 水上オートバイに記載されている特許番号と意匠登録番号は、水上オートバイに関するものであり、コイルに関するものではないと推定できる。

【第24回検定2級実技試験】

問21

写真撮影が趣味である甲は、自分で撮影した写真を自分のブログに掲載することを検討している。ア～エを比較して、甲の発言として、最も適切と考えられるものはどれか。対応する記号を解答用紙に記入しなさい。

- ア 「水族館へ行ったら、テレビCMで有名なアザラシがいたので一緒に写真を撮りました。この写真の画像を掲載すると、このアザラシの商品化権を侵害することになります。」
- イ 「地元の商店街で写真を撮りました。写真に、来月行われる商店街のお祭りのポスターの一部がたまたま小さく写り込んでいました。この写真の画像を掲載すると、このポスターの著作権者の公衆送信権を侵害することになります。」
- ウ 「友人が描いた絵画の写真を撮りました。この写真の画像を掲載すると、友人の公衆送信権を侵害することになります。」
- エ 「入学式で担任の先生と一緒に写真を撮りました。この写真の画像を掲載すると、担任の先生のパブリシティ権を侵害することになります。」

問22

靴メーカーX社は、新しいマークMを付した靴Aを開発している。X社の知的財産部では、マークMを消費者にアピールするとともに、靴Aに類似するデザインの靴の販売防止策を検討している。ア～エを比較して、知的財産部の部員の考えとして、最も不適切と考えられるものはどれか。対応する記号を解答用紙に記入しなさい。

- ア 靴Aに係る意匠登録出願をした後に拒絶理由が通知された場合には、当該意匠登録出願を商標登録出願へ出願変更することができる。
- イ マークMをデザインとしてアピールするため、靴を物品とするマークMに関する部分意匠を本意匠として意匠登録出願し、その部分意匠と類似する意匠を本意匠に係る関連意匠として意匠登録出願をすることができる。
- ウ 靴Aの販売開始時期よりも前に意匠公報に靴Aのデザインが掲載されるのを防ぐため、必要であれば秘密意匠制度を利用するとよい。
- エ 靴Aについて、全体意匠として意匠登録出願をし、権利を取得することができる。

【第 24 回検定 2 級実技試験】

問 2 3

X社は、新規の機能性材料Aを製造することができる製造技術Bを保有しており、その製造技術Bを利用した事業展開を推進している。X社の知的財産部は、その事業展開のために、製造技術Bを知的財産権で独占する方法と、ノウハウとして管理する方法のいずれを推進すべきか社内会議で検討している。ア～エを比較して、社内会議での知的財産部の部員の発言として、最も適切と考えられるものはどれか。対応する記号を解答用紙に記入しなさい。

- ア 「我々は、機能性材料Aを米国で販売する予定です。この機能性材料Aの製造技術Bについてノウハウ管理をしておけば、米国で訴訟に巻き込まれたとしても製造技術Bを裁判所に開示することはないです。」
- イ 「司法制度が未整備の国の競合企業に、わが社を退職した技術者から製造技術Bが開示されてしまうと、製造技術Bを入手した競合企業に対してわが社は法的手段で対抗することもできないことがあるので注意を要します。」
- ウ 「製造技術Bが流出しないように、営業秘密として、製造技術Bを記したドキュメントを秘密管理することこそが重要であり、契約や特許権による技術保護はほとんど役に立ちません。」
- エ 「機能性材料Aに関して、わが国で特許出願を行ったとしても、医療行為に利用される場合には産業上の利用可能性がないとして拒絶される場合がありますので、ノウハウとして管理すべきです。」

【第24回検定2級実技試験】

問24

菓子メーカーX社は、チョコレートについて、商標Aとする商標権Mを有している。菓子メーカーY社は、チョコレートについて商標Aと類似する商標Bを使用していた。ア～エを比較して、X社の社員甲と知的財産部の部員乙の会話として、最も適切と考えられるものはどれか。対応する記号を解答用紙に記入しなさい。

- ア 甲 「Y社は、チョコレートを包装するための商標Bが付された包装パッケージCを有していますが、包装パッケージCの廃棄を求められませんか。」
乙 「商標法上は、差止請求を提起しても、包装パッケージCの廃棄を求めることはできません。」
- イ 甲 「Y社のチョコレートの販売により、わが社は多大な損害を被っています。また、Y社の子会社であるW社も商標Bを付したチョコレートを販売しているようです。」
乙 「わが社は、商標権Mに基づいて、Y社に対して権利行使できますが、W社に対しては権利行使できません。Y社に権利行使できれば、問題ないと思います。」
- ウ 甲 「Y社のチョコレートの販売により、わが社は多大な損害を被っています。この損害の賠償をY社に対して請求できますか。」
乙 「商標法上は、特許権の侵害に対して認められているような損害賠償請求が認められません。」
- エ 甲 「Y社のチョコレートはたいへんな粗悪品であり、Y社のチョコレートの販売により、わが社の信用が害されていますが、何か対策はありませんか。」
乙 「商標法上は、Y社による一般新聞への謝罪広告の掲載を裁判所に請求できます。」

【第 24 回検定 2 級実技試験】

問 2 5

ミカンの新しい品種 A について品種登録を受けた X 社は、第三者による品種 A の無許諾利用行為について育成者権の効力が及ぶか否かを検討している。ア～エを比較して、最も適切と考えられるものはどれか。対応する記号を解答用紙に記入しなさい。

- ア X 社が販売している品種 A の種苗を小売店から購入した農業者 V が、その購入した種苗を用いてミカンを栽培し、そのミカンの収穫物の一部について次期作の種苗として用いる行為には、育成者権の効力が及ばない。
- イ X 社が販売している品種 A の種苗を小売店から購入した W 社が、その購入した種苗を用いて種苗を増殖する行為には、育成者権の効力が及ばない。
- ウ X 社が販売している品種 A の種苗を卸売業者から購入した Y 社が、その購入した種苗を小売店に販売する行為には、育成者権の効力が及ぶ。
- エ 品種 A の種苗を入手した Z 社が、品種 A と異なる新品種の育成に利用するため、品種 A の種苗を増殖する行為には、育成者権の効力が及ぶ。

問 2 6

ア～エを比較して、玩具製造販売会社 X 社の従業員甲がした職務発明に関して、最も適切と考えられるものはどれか。対応する記号を解答用紙に記入しなさい。

- ア 甲は、職務発明を完成させ、当該発明に関する特許を受ける権利は職務発明規程に基づき X 社に帰属することになった。X 社は、当該特許を受ける権利に基づき日本と韓国において特許出願をした。この場合、日本の特許法第 3 5 条に基づく相当の対価の算定に関しては、韓国特許に関する特許を受ける権利の譲渡は考慮されることはない。
- イ 甲は、退職日の 2 週間前にコンサート用の発光玩具を開発した。特許出願前であって、甲の退職後、甲はその発光玩具を公のコンサートで使用したことにより、当該職務発明は新規性を喪失する可能性はない。
- ウ 甲が、X 社の資金援助の下、発光玩具に関する職務発明を完成させた場合であっても、X 社と甲は、共同発明者となる場合はない。
- エ 甲は、玩具ロボットに関する発明をしたが、それは勤務中ではあっても出張中に発想したものであるため、職務発明に該当しない。

【第 24 回検定 2 級実技試験】

問 27

X社は、自社製品で工作機械の1機種をY社に生産委託しようと考えて、Y社との間で秘密保持契約の締結交渉をしている。X社は、その交渉の中でY社から生産委託対象機種に関する設計図や生産方式の情報の提供を求められている。ア～エを比較して、X社の考えとして、最も適切と考えられるものはどれか。対応する記号を解答用紙に記入しなさい。

- ア X社は、生産委託対象機種に係る発明について特許出願した場合であっても生産委託対象機種の設計図などの情報を、秘密保持契約が締結されるまでは、Y社に提供すべきではない。
- イ 秘密保持契約について、代表権のない者が締結した契約は無効である。
- ウ Y社との間で秘密保持契約を締結すれば、提供する設計図などの情報は秘密情報として取り扱われるので、設計図などに「マル秘マーク」などをつける必要はない。
- エ Y社との間で秘密保持契約を締結すれば、その後の生産委託対象機種の設計図などの情報の提供に際して、提供した情報を記した書面にY社の担当責任者の情報受領の署名捺印と受領日とを明記させる必要はない。

問 28

メガネメーカーX社は、特許発明A「新規な合金aを用いて軽量化したフレームと無色透明なレンズbを有するメガネ」に係る特許権を有している。その後、メガネメーカーY社が、合金aを用いて軽量化したフレームに色つきのレンズcを装着したメガネBを製造販売していることがわかった。ア～エを比較して、X社の考えとして、最も不適切と考えられるものはどれか。対応する記号を解答用紙に記入しなさい。

- ア 特許発明Aの特許出願手続において、メガネBの特許請求の範囲から意識的に除外したか否かは、Y社の侵害行為を認定するにあたり、重要な判断要素となる。
- イ 特許発明AのレンズbをメガネBのレンズcに置き換えて同一の作用効果を奏するか否かは、Y社の行為を侵害行為として判断する上で、重要な判断要素となる。
- ウ 特許発明AのレンズbをメガネBのレンズcに置き換えることについて、メガネの製造技術分野における通常の知識を有する者が、メガネBの製造販売時に容易に想到できたものであるか否かは、Y社の侵害行為を認定するにあたり、重要な判断要素となる。
- エ 特許発明Aのレンズbは無色透明であるのに対して、メガネBのレンズcは色つきであることから、Y社がメガネBを製造販売する行為は、明らかに特許発明Aに係る特許権の侵害を構成しない。

【第 24 回検定 2 級実技試験】

問 29

X社は、全国的な規模で消費者向けの通信販売を展開している。来年度の企画として、無添加化粧品を特集し、通販カタログでも無添加化粧品に関するコラムやエッセイなどを掲載することにした。ア～エを比較して、X社の考えとして、最も適切と考えられるものはどれか。対応する記号を解答用紙に記入しなさい。

- ア X社は、小学生甲が授業中に描いた絵画をカタログに掲載することとした。この場合、甲は未成年である上、著作物が自由に使える場合に該当するので、著作権の権利処理は特に行わなくても差し支えないと考えた。
- イ X社は、女優乙に無添加化粧品に関するコラムの執筆を依頼した。乙との間で契約をすることとなったが、後に問題とならないように、契約書の中に「乙はX社に著作者人格権を譲渡する」という条項を規定することにした。
- ウ X社は、コピーライター丙に無添加化粧品に関するエッセイの執筆を依頼したが、原稿の締切が近かったのでエッセイの執筆を優先してもらい、契約締結は後日になってもよいと考えた。
- エ X社は、フリーライター丁に、誌面作りを依頼した。X社側が著作権の譲渡を求めたところ、丁は会議の席上で「原稿の買取に応じる」と述べ、議事録も作成されたが、「買取」の意味をめぐる紛争が生じないように、契約書で「丁はX社に著作権を譲渡する」などの条項を定めておくことに決めた。

問 30

照明器具メーカーX社は、斬新性を求めて、新商品の電気スタンドに係る意匠の開発を社外のデザイナー甲に依頼した。ア～エを比較して、X社の知的財産部の部員の対応として、最も不適切と考えられるものはどれか。対応する記号を解答用紙に記入しなさい。

- ア 甲による意匠の開発に関してはX社の職務創作規定が適用されないので、X社と甲との間で締結する開発委託契約書の中で、甲が開発した意匠及びこれに類似する意匠に関する意匠登録を受ける権利をX社に譲渡する条項を規定しておく。
- イ 甲が、個人で意匠登録出願をしない限り、X社に意匠登録を受ける権利を譲渡することはできないので、X社と甲との間で締結する開発委託契約書の中で、甲のデザインの完成後すぐに意匠登録出願する条項を規定しておく。
- ウ 甲が他の社外のデザイナー乙と共同で意匠を創作した場合には、X社が甲及び乙から当該意匠に係る意匠登録を受ける権利を譲り受ける必要がある。
- エ 甲が複数の意匠をX社に提案した場合、X社が採用しなかった意匠に係る意匠登録を受ける権利の帰属関係が不明確になるので、X社と甲との間で締結する開発委託契約書の中で、予めそれに対応できる条項を規定しておく。

【第 24 回検定 2 級実技試験】

問 3 1

ワイン輸入会社 X 社が輸入しようとしているワイン A についての認定手続の結果、ワイン A の商標が Y 社の商標権を侵害し、ワイン A が侵害物品と認定された。ア～エを比較して、X 社の考えとして、最も 不適切 と考えられるものはどれか。対応する記号を解答用紙に記入しなさい。

- ア X 社は、ワイン A について、権利者である Y 社からの輸入同意書を提出した上で輸入することができる。
- イ 税関長によって、ワイン A の積戻しが命じられる場合がある。
- ウ X 社は、ワイン A の侵害部分である商標を切除してもワイン A を輸入することはできない。
- エ 税関長によって、ワイン A が没収された上で、廃棄される場合がある。

問 3 2

X 社は自社製品に用いられる音声合成技術のソフトウェア A の主要部分を Y 社に開発委託した。この開発委託の成果物に係る著作権は X 社に帰属される旨の契約を検討している。ア～エを比較して、成果物の納入を受ける場合における X 社の考えとして、最も 不適切 と考えられるものはどれか。対応する記号を解答用紙に記入しなさい。

- ア ソフトウェア A の著作権（著作権法第 27 条及び第 28 条の権利を含む）はすべて Y 社から X 社に譲渡するとの書面を、Y 社の社長の署名捺印入りで受領することにした。
- イ ソフトウェア A が第三者の知的財産権を侵害しないことを保証するとの Y 社の社長の署名捺印入りの書面に、ソフトウェア A で利用された技術に関する特許調査報告書とソフトウェア著作物の創作過程説明書が添付されたものを、ソフトウェア A が格納された記録媒体とともに受領することにした。
- ウ ソフトウェア A が、特許庁にて審査中の Z 社の特許出願の特許請求の範囲に含まれる可能性があるとの報告書を Y 社から受け取った。この報告書を受け取った X 社の担当者は、まだ Z 社の特許出願は、審査中であるので、そのままソフトウェア A の納入の受け入れを認めることにした。
- エ ソフトウェア A に関する著作者人格権を一切行使しないとの書面を、Y 社の社長の署名捺印入りで受領することにした。

【第 24 回検定 2 級実技試験】

問 3 3

X社は、新規事業への進出を検討するために知的財産戦略会議を開いた。この新規事業は、X社が培ってきた重要技術Pを用いた製品Aを製造販売することが中心の事業である。ア～エを比較して、X社の知的財産部の部員の発言として、最も適切と考えられるものはどれか。対応する記号を解答用紙に記入しなさい。

- ア 「競合会社であるY社の製品Bは重要技術Pに関するわが社の特許権を侵害しているようですが、わが社は製品Aをまだ販売していないために損害額を計算できず、損害賠償請求権を行使することはできません。」
- イ 「まずは新規事業が開く新たな製品分野を市場に認知してもらうことが必要です。従って、その新たな製品分野に多くの企業の参入を促すために、わが社の重要技術Pに関して保有している全特許権について無制限でライセンスしましょう。」
- ウ 「競合会社であるZ社の新製品Cは、わが社の製品Aと同じ機能を保有しているとの噂です。わが社は、製品Aに使用している重要技術Pに関して、多数の特許権を保有していますので、新製品Cは必ずわが社のいずれかの特許権を侵害しているはずです。新製品Cを販売している全国のスーパーマーケットにすぐに侵害の警告書を送付しましょう。」
- エ 「米国の競合会社であるW社が、重要技術Pを用いた新製品を米国でのみ販売していますが、わが社の重要技術Pに係る特許権は日本でしか登録されていないため、W社の当該販売行為について差止請求権を行使することはできません。」

【第 24 回検定 2 級実技試験】

5 問 3 4 に答えなさい。

問 3 4

自動車メーカー X 社の技術者甲がしたエンジンに関する発明について、平成 27 年 1 月 22 日に特許出願し、平成 28 年 1 月 12 日に出願審査請求するとともに早期公開請求をしたところ、平成 28 年 3 月 15 日に出願公開がなされ、平成 28 年 5 月 12 日に特許査定の謄本が送達され、平成 28 年 6 月 6 日に特許権の設定登録がなされた。この特許権の存続期間の満了の日が属するのは平成何年何月になるか求めて、算用数字で解答用紙に記入しなさい。

【第24回検定2級実技試験】

6 次の会話は、電機メーカーX社の知的財産部の部員甲と研究者乙の会話である。問35～問37に答えなさい。

甲 「知的財産権の問題は 1 でも取り扱われており、新興国Y国は 1 に加盟しています。」

乙 「 1 ではどのような規定が設けられているのでしょうか。」

甲 「具体的には 2 によってその内容が規定されています。この 2 では、特許権だけでなく著作権や商標権などの知的財産権を包括的に保護することを目的としています。」

乙 「Y国は自国の言語により特許出願することとされており、わが国にした特許出願を翻訳する時間が必要です。このような場合に使える制度はありませんか。」

甲 「そのような場合、 2 の加盟国においてはパリ条約の 3 を利用することができます。」

問35

空欄 1 に入る最も適切な語句を【語群Ⅶ】の中から選び、解答用紙に記入しなさい。

問36

空欄 2 に入る最も適切な語句を【語群Ⅶ】の中から選び、解答用紙に記入しなさい。

問37

空欄 3 に入る最も適切な語句を【語群Ⅶ】の中から選び、解答用紙に記入しなさい。

【語群Ⅶ】

国際出願制度 I S O ハーグ協定 W T O 優先権制度 T R I P S 協定

【第 24 回検定 2 級実技試験】

7 次の発言は、X社の法務部の部員甲が著作権の譲渡に関して、部員乙に説明しているものである。問 38～問 40 に答えなさい。

「著作権は、その全部又は一部を譲渡することができます。著作権を譲渡する契約において、翻訳権、翻案権等、二次的著作物の利用に関する原作者の権利を譲渡する旨の明示がない場合は、これらの権利は ものと推定されます。著作物が共同著作物に係る場合に、各共有者がその持分を譲渡するためには、他の共有者の同意を得ること 。差止請求など権利行使をする場合は、他の共有者の同意を得ること 。」

問 38

空欄 に入る最も適切な語句を【語群Ⅷ】の中から選び、解答用紙に記入しなさい。

問 39

空欄 に入る最も適切な語句を【語群Ⅷ】の中から選び、解答用紙に記入しなさい。

問 40

空欄 に入る最も適切な語句を【語群Ⅷ】の中から選び、解答用紙に記入しなさい。

【語群Ⅷ】

譲渡した者に留保された
は必要ありません

国庫に帰属した
が必要です

譲渡した者が放棄した

【2級実技】

番号 正解

問1 ×

問2 イ

問3 ○

問4 ア

問5 ×

問6 ウ

問7 ×

問8 エ

問9 ×

問10 イ

問11 ○

問12 ア

問13 ○

問14 エ

問15 ×

問16 イ

問17 ○

問18 エ

問19 ウ

問20 ア

問21 ウ

問22 ア

問23 イ

問24 エ

問25 ア

問26 ウ

問27 ア

問28 エ

問29 エ

問30 イ

問31 ウ

問32 ウ

問33 エ

問34 (平成)47(年)12(月)

問35 WTO

問36 TRIPS協定

問37 優先権制度

問38 譲渡した者に留保された

問39 が必要です

問40 は必要ありません